

中部楽器技術専門学校と名古屋市昭和区役所との 連携協力に関する協定書

学校法人中部学園 中部楽器技術専門学校（以下、「中部楽器技術専門学校」という。）と名古屋市昭和区役所（以下、「昭和区役所」という。）とは、相互の地域社会の発展に係る連携協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中部楽器技術専門学校と昭和区役所が、包括的な連携のもと、まちづくり、文化の振興など多様な分野において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 中部楽器技術専門学校と昭和区役所は、前条の目的を達成するため、次の事項について地域社会の発展に係る連携協力に取り組む。

- (1) まちづくり及び地域の活性化に関すること
- (2) 地域の文化・芸術の振興に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) その他必要と認める事項

（窓口）

第3条 中部楽器技術専門学校と昭和区役所は、この協定による連携協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整の事務を担当する部署を定めるとともに、必要に応じて協議を実施するものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間2ヶ月前までに、双方のいずれからも改廃の申し出がない場合には自動的に更新される。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については双方協議のうえ定めるものとする。

この協定書は2通作成し、双方が1通を保有する。

平成29年9月15日

学校法人中部学園

中部楽器技術専門学校

理事長

角塙雅信

名古屋市昭和区役所

区長

青木康邦